（記載上の注意）

「振替国債」とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。

⑵　履行保証金保全契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契　約　金　額
			円

⑶　履行保証金信託契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	信託財産の額
			円 （　年　月　日現在）

（記載上の注意）

預貯金等管理終了日における第三種資金移動業に係る資産保全の状況について記載すること。また、法第53条第２項に基づく未達債務の額等に関する報告書その他の財務（支）局長に提出した書類における第三種資金移動業に係る直近の供託している履行保証金又は締結している履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約に係る記載と「預貯金等管理終了日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額」の記載が異なるときは、その異なる内容について参考となる書面を第２面の次に添付すること。

別紙様式第18号（第22条第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年　　月　　日

財務（支）局長　殿

届出者　登録番号　財務（支）局長　第　　号
（郵便番号　　―　　）
住　　所
電話番号（　）　―
商　　号
代表者の
氏　　名

別紙様式第18号（第22条第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年　　月　　日

財務（支）局長　殿

登録番号　財務（支）局長　第　　号
（郵便番号　　―　　）
届出者　住　　所
電話番号（　）　―
商　　号
代表者の
氏　　名